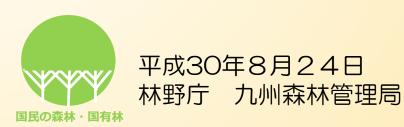


H30年度 保護林管理 委員会 やんばる森林生態系保護地域の 保全管理計画案作成と専門委員会設置 経緯について



~説明の流れ~

目次

- (1) かんばる森林生態系保護地域設定までの経緯
- (2) 保全管理計画の必要性
- (3)保全管理計画案の作成に係る専門委員会の設置目的及び今後のスケジュール



(1) やんばる森林生態系保護地域設定までの経緯

経緯

平成29年12月25日に

沖縄北部国有林のうち、約3,007haを「やんばる森林生態系保護地域」に設定。 内訳は、保存地区2,769ha、保全利用地区238ha。

年 月	内 容
1996 年	日米両政府は「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)においてヘリパッドの移設
(平成8年)	を条件に北部訓練場の過半返還について合意
1997年~	熊本営林局(現在の九州森林管理局)が有識者及び地元関係者で構成される「沖
(平成9年)	縄北部国有林の取扱いに関する検討委員会」を設置し、返還後の国有林の取扱いに
	関する検討を開始
2009年3月	同検討委員会において設定区域の素案を作成
(平成21年)	(検討委員会は計9回開催)
2016年12月	北部訓練場の過半数が返還され、設定区域案等の検討を再開
(平成28年)	
2017年5月	九州森林管理局内に設置した有識者で構成される保護林管理委員会(第1回)に
(平成29年)	おいて設定区域案等を検討
2017年6月	地元関係者のヒアリングを実施
(平成29年)	(対象は有識者、森林組合、関係行政機関等)
2017年7月	保護林管理委員会(第2回)において設定区域案等を検討
(平成29年)	(地元関係者(環境省、沖縄県、国頭村、東村)も出席)
2017年8月	地元関係者のヒアリングを実施
(平成29年)	(対象は沖縄県、国頭村、国頭村森林組合)
2017年10月	保護林管理委員会(第3回)において設定区域案等を検討
(平成29年)	
2017年12月	保護林管理委員会(第4回)において設定区域案及び管理方針書案を決定
(平成29年)	
2017年12月	保護林管理委員会における決定案を参考として、九州森林管理局長が「やんばる
(平成29年)	森林生態系保護地域」を設定

(2)保全管理計画の必要性

必要性

- ・貴重な生態系を将来にわたって維持するためには、科学的な根拠に基づき、関係者の合意の下に保全と利用の調整を進めることが必要。
- ・保全管理計画は世界自然遺産推薦書の付属資料となる。



・世界自然遺産の推薦書及びその付属資料である包括的管理計画と整合性のとれた保全管理計画を策定する必要がある。

【参考】

	森林生態系保護地域に係る記載箇所
世界自然遺産推薦書	5.保護管理 5.b.保護指定 5.c.保護措置と実施方法 5.d.推薦地のある地域に関する計画 5.e.資産管理計画
包括的管理計画	5.管理の基本方針 1)保護制度の適切な運用

(2)保全管理計画の必要性

関連

推薦書・包括的管理計画・保全管理計画の関連

第1 対象地の概要

適正な保全管理を推 進するための前提条 件となる自然環境、 社会情勢などの概観 1 位置・面積

2 自然環境

- (1)気候
- (2)地質·土壌
- (3)生態系

3 社会情勢

- (1)産業
- (2)土地利用と地域開発計画
- (3)利用状況

第2 保全管理に関する 基本的事項

森林管理・利用の考 え方を明らかにする とともに、中期的な 保全管理の考え方を 記述

保全管理の考え方と重点事項

- 2 保存地区
- (1)森林管理 (2)森林利用

3 保全利用地区

(1)森林管理 (2)森林利用

その他 国有林野

第3 保全管理に関する 具体的事項

森林管理・利用に関 する具体的な考え方 を整理

1 管理に関する事項

- (1)希少種·固有種
- (2)外来種
- (3)病害虫対策
- (4) その他(ゴミ不法投棄、米軍 残留物)

2 利用に関する事項

- (1)一般の利用に供する歩道等
- (2)調査・研究目的による利用
- (3)利用ルールの周知
- (4) その他 (木材生産)

第4 推進体制等

保全管理を推進して いくために必要な枠 組、事項等を記載

- 1 専門委員会
- モニタリング調査等
- 情報提供・普及啓発
- 関係機関との連携

5 世界遺産との関係

6 その他(外来動物、ゴミ不法投棄、 米軍残留物)

「推薦書」

- 1. 推薦地の範囲
- 2. 資産の内容
- に記載している内容と リンク

「推薦書 |

5. 保護管理に反映

「包括的管理計画 |

5. 管理の基本方針 に反映

「推薦書」

5 保護管理に反映

「包括的管理計画 |

- 5. 管理の基本方針
- 6. 管理の実施体制
- に反映

(3)保全管理計画案の作成に係る専門委員会の設置目的 及び今後のスケジュール

目的• スケジュール

■設置目的

保全管理計画案は科学的な根拠に基づく内容である必要があるため、生態系や野生動植物 に関する知見を有する学識経験者からなる専門委員会を設置して検討。

■今後のスケジュール

シュール 専門委員会における検討事項				
回	検討事項			
(第1回)	① 専門委員会の進め方と保全管理計画策定までのスケ			
平成 30 年 8 月 7 日	ジュールについて			
出席者:学識経験者	② やんばる森林生態系保護地域の概要等について			
場所 八汐荘	③ 森林基礎調査及び利用実態調査について			
i	④ やんばる森林生態系保護地域保全管理計画の素案に			
	ついて			
	⑤ やんばる森林生態系保護地域の保全管理にかかる課			
	題等について			
	⑥ 第2回専門委員会へ招聘する参考人について			
- 報告				
	~24 日開催、第1回保護林管理委員会			
保全管理計画(素案)及び森林基礎調査計画の報告				
(第2回)	① 保全管理計画(草案)について			
平成 30 年 10 月	② 森林基礎調査の中間報告			
出席者:学識経験者	③ 利用実態調査の報告 (実施時のみ)			
参考人				
1				
保全管理計画(草案)の報告、森林基礎調査結果の中間報告				
(第3回)	① 保全管理計画案について			
平成 31 年 1 月	② 森林基礎調査結果の最終報告			
出席者:学識経験者				
1				
報告 報告				
保全管理計画案の報告・承認、森林基礎調査結果の最終報告				

(3)保全管理計画案の作成に係る専門委員会の設置目的 及び今後のスケジュール

保護林管理委 員会との関連

- ・専門委員会での議論の内容については、専門委員会開催の翌月に開催予 定の保護林管理委員会へ報告。
- ・保護林管理委員会からの助言・要望は専門委員会で共有し、保全管理計画案に反映。

